

三重県低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定め、もって工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 本要領の対象となる工事は、施工体制確認型総合評価方式により入札を執行する工事とする。

ただし、発注機関の長が、それ以外の工事であっても制度の適用が必要と判断した場合は、発注機関に設置している競争入札審査会（ただし、予定価格が本庁部長を専決者とする金額以上の場合は発注機関を本庁に読み替える。以下「競争入札審査会」という。）に諮り、対象とすることができるものとする。

(基準)

第3条 低入札価格調査を行う場合は、入札価格に100分の110を乗じて得た額が、次項に基づき算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格の算定は、別表1に掲載した算定方法による。ただし、その予定価格に対する割合が予定価格の10分の7.5に満たない場合は10分の7.5とする。
- 3 調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に調査を実施する価格として重点調査基準価格を定める。

なお、重点調査基準価格は、調査基準価格の10分の9.7とする。

(参加業者への周知)

第4条 対象工事の公告又は指名通知の際には、下記の事項を記載するものとする。

- 一 本要領の適用があること。
- 二 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- 三 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低入札者」という。）は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- 四 低入札者は、事後の低入札価格調査等に協力すべきこと。
- 五 不誠実な行為に対しては適切な措置を講じること。
- 六 調査基準価格を下回った額で契約する場合は、次の事項の適用があること。
 - ア 契約保証金を契約金額の3割以上とすること。
 - イ 第7条に規定する専任の担当技術者を工事現場に配置すること。
 - ウ 三重県建設工事請負代金毎月部分払の対象となること。
 - エ 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び現場代理人の配置に関し、第8条に規定する条件を課すこと。
 - オ 三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用すること。
 - カ 「三重県低入札価格調査マニュアル（以下「低入マニュアル」という。）」に規

定する重点調査、重点調査（施工体制確認資料提出なし）を経て契約したものは、工事实態調査を実施すること。

キ 発注者が実施する工事实態調査等に際しては協力すること。

（入札の執行及び事前調査）

第5条 開札の結果、低入札者が落札候補者となった場合には、発注機関の長は、開札後速やかに、当該入札者から入札時に提出された工事費内訳書の確認・審査を行う。

工事費内訳書の確認・審査の結果、工事内訳書の不備による無効に該当しない場合は、落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号の内容について事前調査を行う。

この場合にあつては、直ちに様式6により、建設業課に報告するものとする。

ただし、公共工事進行管理システムを使用している場合は、様式6による報告は不要とする。

なお、工事費内訳書の確認・審査の結果、当該入札を無効とする、又は当該入札者を失格とする場合は、当該入札者に対する事前調査は実施せず、総合評価方式の場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最も評価値の高い者又は価格競争の場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という）を落札候補者とする。

一 落札候補者から入札時に提出された工事費内訳書について、別表2『見積内訳等の検討に係る判断基準について』の3. 見積内訳書の判断基準の（1）を満足していること。

二 前号を満足する落札候補者について、別表2『見積内訳等の検討に係る判断基準について』の2. 基本的判断基準の（2）を満足していること。

なお、落札候補者から「専任の担当技術者」又は「現場代理人」を配置することができない旨の申し出があった場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととする。

2 発注機関の長は、落札候補者が前項各号の基準を満たしていないと認めた場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるため、その者は失格とし、次順位者を落札候補者とする。

（調査の実施）

第6条 発注機関の長は、落札候補者が前条第1項各号の基準を満たしていると認めた場合、落札の決定を保留し、落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号の内容の調査を行う。

ただし、落札候補者の入札価格に100分の110を乗じて得た額が、重点調査基準価格以上の場合は、第二号から第九号までの内容についての調査を省略することができる。

- 一 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収）
- 二 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- 三 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- 四 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- 五 手持ち資材の状況
- 六 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 七 手持ち機械数の状況

- 八 労務者の具体的供給見通し
- 九 過去に施工した公共工事名及び発注者名
- 十 その他の必要な事項

- 2 発注機関の長は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたとときは、その者は失格とし、次順位者を落札候補者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず発注機関の長は、競争入札審査会に諮ったうえで、落札候補者に加え、他の低入札者にも同時に調査資料の提出を求めることができるものとする。

なお、この場合は、第4条の周知事項に加え、落札候補者及び低入札者（落札候補者以外に低入札者がある場合で、第5条第1項各号の基準を満足する者をいいます。）に同時に調査資料の提出を求める旨を記載するものとする。

（専任の担当技術者）

第7条 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、主任技術者等のほかに、低入札価格調査の資料（ただし、施工体制確認資料を提出する場合は、「施工体制確認資料」とする。以下この条において同じ。）提出時に専任の担当技術者1名を追加して定め、契約時に配置するものとする。

ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとする。
 なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たすこととする。

- 一 低入札価格調査の資料提出時において、三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。
- 二 低入札価格調査の資料提出時において、入札参加要件として主任技術者等に求める資格、施工実績を有していること。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める入札参加要件を満足していること。

- 三 低入札価格調査の資料提出時において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。
- 四 当該入札の低入札価格調査の資料提出時に配置できる状況にあること。

ただし、議会の議決に付すべき契約である工事においては、本契約時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時において他の工事に従事している場合は、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。

なお、他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。

また、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。

- 2 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者、構成員の別を問わないものとする。
- 3 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとする。
- 4 低入札価格調査の資料提出後における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱いと同様とする。

（主任技術者等及び現場代理人の配置に関する追加条件）

第8条 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、次の各号に定める条件を課すものとする。ただし、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等及び現場

代理人に適用するものとする。

- 一 主任技術者等は、契約金額に関わらず専任での配置を要する。
- 二 建設工事請負契約書の条項（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第 1 号様式の 2。以下「請負契約書」といいます。）第 10 条第 3 項に規定する、現場代理人の常駐緩和は認められない。
- 三 請負契約書第 10 条第 5 項の規定による、主任技術者等と現場代理人の兼務は認められない。

（調査の結果についての措置）

第 9 条 発注機関の長は、第 5 条による事前調査結果及び第 6 条による調査結果を基に、次の各号の区分により処理する。

- 一 予定価格が 5 億円以上の工事又は重点調査基準価格未満の入札が行われた工事については、原則として、三重県低入札価格審査会（以下「低入札審査会」という。）の意見を求めるものとする。この場合、発注機関の長は調査結果を記載した書面（様式 2 及び 3 又は様式 2 及び 3－1）を低入札審査会に提出するものとする。
- 二 第 5 条による事前調査結果について、発注機関の長は別表 2 の 2. 基本的判断基準の（1）、（2）又は別表 2 の 3. 見積内訳書の判断基準（1）により失格とした場合は、様式 2－1 により低入札審査会の委員長へ報告および様式 2－2 により競争入札審査会へ報告するものとする。ただし、発注機関の長と競争入札審査会の長が同じの場合は様式 2－2 を省略できる。
- 三 第一号以外の工事における第 6 条の調査結果について、発注機関の長は競争入札審査会に諮るなどにより、調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされたと認めたときは、直ちに落札候補者及び他の入札者全員に落札者の決定について様式 1 により通知するとともに、様式 1－1 により、建設業課に報告するものとする。ただし、電子入札システム等により、落札決定を別途通知する場合は、様式 1 の送付を省略することができるものとするほか、公共工事進行管理システムを使用している場合は、様式 1－1 による報告は不要とする。

また、調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、第一号に準じ、低入札審査会の意見を求めなければならない。

（低入札審査会の審査及び意見の表示）

第 10 条 低入札審査会は、前条の規定により発注機関から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面（様式 4）によって意見を表示するものとする。

2 低入札審査会の意見は、出席者の過半数をもって決定するものとする。

（低入札審査会の意見に基づく落札者候補者の特定等）

第 11 条 低入札審査会の表示した意見が発注機関の長の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされたと認められる意見）と同一であった場合、第 9 条第三号に準じて直ちに落札候補者及び他の入札者全員に落札者の決定について通知する。

また、低入札審査会の表示した意見が発注機関の長の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、発注機関の長は、次順位者を落札候補者とするとともに様式 2－3 により

競争入札審査会へ報告するものとする。ただし、発注機関の長と競争入札審査会の長が同じの場合は様式 2－3 を省略できる。

2 発注機関の長は、低入札審査会の表示した意見が自己の意見と異なった場合において、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、競争入札審査会に諮るなどして、次順位者を落札候補者とすることができる。

3 発注機関の長は、低入札審査会の意見と異なった落札者を決定したときは、直ちに落札候補者及び他の入札者全員に落札者の決定について様式 1 により通知するとともに、低入札審査会の委員長に対して様式 5 および建設業課に対して様式 1－1 により報告するものとする。

ただし、電子入札システム等により、落札決定を別途通知する場合は、様式 1 の送付を省略することができる。また、公共工事進行管理システムを使用している場合は、様式 1－1 による報告は不要とする。

附則 1 この要領は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

2 三重県土木部低入札価格調査実施要領は廃止する。

附則 この要領は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。
(同日の指名審査会に諮る対象工事から適用)

附則 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附則 1 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに契約を締結する案件で予定価格の算定にあたり消費税及び地方消費税を 8%で算定しているものについては(以下、「新税率対象案件」という。)、第 3 条第 2 項、第 6 条第 1 項、同条第 2 項及び同条第 3 項中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 108」として適用する。

2 新税率対象案件については、別表 1 及び別表 2 中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 108」と、「1.05」とあるのは「1.08」として適用する。

3 新税率対象案件については、様式 3 及び欄外中並びに様式 3－1 及び欄外中において「105/100」とあるのは「108/100」として適用する。

4 この取扱いについては、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 27 年 6 月 8 日から施行する。

- 附則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
- 附則 1 平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までに契約を締結する案件で
 予定価格の算定に当たり消費税及び地方消費税を 10%で算定しているもの
 については（以下、「新税率対象案件」という。）、第 3 条第 1 項及び第 6 条第 1
 項中「100 分の 108」とあるのは「100 分の 110」として適用する。
- 2 新税率対象案件については、別表 1、別表 2 及び別表 3 中「1.08」とある
 のは「1.10」として適用する。
- 3 新税率対象案件については、様式 3 及び欄外中並びに様式 3-1 及び欄外
 中において「108/100」とあるのは「110/100」として適用する。
- 4 この取扱いについては、平成 31 年 9 月 30 日までとする。
- 附則 この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 調査基準価格の算定

調査基準価格 : P
重点調査基準価格 : P 1

① 一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75) \times 1.10$$

② 建築工事

【一般】

$$P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75\} \times 1.10$$

【解体工事】

$$P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75\} \times 1.10$$

※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

③ 鋼橋製作・架設工

$$P = \{\text{直接工事費} \times 1.00 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 1.00 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75\} \times 1.10$$

④ 機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く）

$$P = \{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 1.00 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 1.00 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75\} \times 1.10$$

⑤ 電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く）

$$P = \{\text{機器単体費} \times 0.955 + \text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75\} \times 1.10$$

⑥ 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$P = \{\text{機器費} \times 0.955 + \text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75\} \times 1.10$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

なお、上記「計算式」で算定される調査基準価格Pは、予定価格の7.5/1.10以上、かつ予定価格の範囲内で定めることとする。

調査基準価格算出の際の端数処理は、P/1.10 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10 の7.5/1.10を下回る場合は、7.5/1.10以上となるようにP/1.10 値の万円未満を切り上げるものとする。

また、第3条第3項の重点調査基準価格P1は、調査基準価格の9.7/1.10とする。重点調査基準価格の端数処理は、P1/1.10 値の円未満を切り捨てるものとする。

なお、別表1における調査基準価格の算定方法が適切でないもの及び算定方法の定めがないものについては、別途定めるものとする。

共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、調査基準価格を算出するものとする。

算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

調査基準価格Pの算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとする。

「P算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費計」＋「スクラップ評価額」

(参考)

積算基準		鋼橋積算基準		機械設備工事積算基準
直接工事費	⇔	材料費 製作費 工場塗装費 輸送費 架設費	⇔	直接製作費 材料費 機器単体費 労務費 塗装費 直接経費 直接工事費 輸送費 材料費 労務費 塗装費 直接経費 仮設費
共通仮設費	⇔	共通仮設費 間接労務費	⇔	間接製作費 間接労務費 間接工事費 共通仮設費
現場管理費	⇔	工場管理費 現場管理費	⇔	間接製作費 工場管理費 間接工事費 現場管理費 据付間接費 設計技術費
一般管理費等	⇔	一般管理費等	⇔	一般管理費等

別表2 見積内訳等の検討に係る判断基準について

1. 判断基準の適用について

- (1) 3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足しない場合は失格とする。
- (2) 3. 見積内訳書の判断基準の(1)、2. 基本的判断基準の(2)を満足する場合、「三重県低入札価格調査マニュアル(以下「低入マニュアル」という。)」に基づく調査を行い、下記の2. 基本的判断基準及び3. 見積内訳書の判断基準を1つでも満足しない場合は失格とする。

2. 基本的判断基準

- (1) 発注者が指定した日時までに、低入マニュアルの別表1-1、1-2又は1-3に定める調査資料が提出されていること。
- (2) 「主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。))」、「専任の担当技術者」及び「現場代理人」を、それぞれの求める時点で配置できることが確認できること。
 なお、「専任の担当技術者」又は「現場代理人」を配置することができない旨の申し出があった場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととし、必ず書面によりその旨申し出させることとする。
- (3) 応札は適正な見積もりに基づく公正な価格競争結果であること。
- (4) 応札者は調査に際し誠実で協力的であること。
- (5) 下請業者からの見積もりが適正に反映され、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せの恐れがないこと、直接工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れがないこと。
- (6) 工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積もり(赤字を前提とした見積もり等)でないこと。
- (7) 重点調査基準価格未満の入札が行われ、その者が落札候補者となった場合又は施工体制確認型総合評価において施工体制確認資料の提出がなされた場合(低入マニュアルに規定する「重点調査」、「重点調査(施工体制確認資料提出あり)」、「重点調査(施工体制確認資料提出なし)」又は「通常調査(施工体制確認資料提出あり)」の場合)は、提出を求める資料(低入マニュアル5、6、7又は9に示す記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類)の全てが、指定した期日までに提出されていること。(※各様式において、該当する事項がない場合においても、その旨を記載された全ての様式が提出されていること。)
- (8) 労務者の確保計画の一定割合は、90%以上とする。(土木一式工事に限る。)

3. 見積内訳書の判断基準

見積内訳書とは、設計内訳表、明細表、単価表、施工単価表、運転単価表等を指す。なお、設計内訳表は、入札時に提出された工事費内訳書と整合が取れているものとする。

ただし、建築工事については、工事仕様書の内訳、種目別内訳、科目別内訳、及び細目別内訳を指す。

- (1) 入札時に提出された工事費内訳書において、下表の全ての費目について、発注者の設計金額に下表の率を乗じた価格以上であること。

なお、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

また、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事(WTO対象工事)』については、適用しない。

	機器単体費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
一般土木工事	—	0.95	0.9	0.8	0.55
建築工事	—	0.935	0.9	0.8	0.55
鋼橋製作・架設工	—	0.95	(間接労務費＋共通仮設費) ×0.9	(工場管理費＋現場管理費) ×0.8	0.55
機械設備製作・据付工	—	(直接制作費＋直接工事費) ×0.95	(間接労務費＋共通仮設費) ×0.9	(工場管理費＋設計技術費＋現場管理費＋据付間接費)×0.8	0.55
電気・通信設備工事	0.875	0.95	0.9	(現場管理費＋機器間接費) ×0.8	0.55
下水道機械設備工事及び下水道電気・通信設備工事	0.875	0.95	0.9	(設計技術費＋現場管理費＋据付間接費)×0.8	0.55

※積算基準別の各費目の分類は別表1(参考)を参照

- (2) 設計内訳表、明細表に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。
 なお、低入マニュアルに規定する重点調査、重点調査（施工体制確認資料提出あり）並びに重点調査（施工体制確認資料提出なし）の場合又は発注者が単価表の提出を求める場合には、単価表の数量が発注者の明示する数量を満足していること。
 ただし、建築工事については数量の妥当性が確認できればこの限りでない。
- (3) 設計内訳表、明細表に記載された、単価、金額の計算の整合がとれていること。（違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。）
 なお、低入マニュアルに規定する重点調査、重点調査（施工体制確認資料提出あり）並びに重点調査（施工体制確認資料提出なし）の場合又は発注者が単価表、施工単価表又は運転単価表等の提出を求める場合には、設計内訳表、明細表に加えて、単価表、施工単価表、運転単価表においても、単価、金額の計算の整合がとれていること。（違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。）
- (4) 総合評価の技術提案にかかる数量、単価、金額が、見積内訳書に適正に計上されていること。この場合において、技術提案に係る項目を追加する等、発注者が明示した見積内訳書と名称及び数量が異なってもかまわない。
- (5) 設計内訳表における千円未満の端数処理については認めることとし、端数処理の箇所については問わない。（設計内訳表以外の端数処理は認めない）
 ただし、建築工事については見積内訳書における千円未満の端数処理は認めることとする。
- (6) 材料・製品は、設計仕様を満足する品質・規格を有すること。
- (7) 材料単価は、適正な取引価格に基づくものであること。
- (8) 労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適正に計上されていること。
- (9) 建設廃棄物は、適正な搬出先、適正な処理費用が計上されていること。

※建築工事に付随する設備工事の判断基準は、建築工事に準じるものとする。